

多数の者が 利用する建築物 耐震化助成

耐震診断
耐震改修設計
耐震改修工事

補助対象 次のすべての条件を満たす建築物

- 昭和56年(1981年)5月以前着工
- 多数の者が利用する建築物(裏面参照)
- 耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物
※国、地方公共団体その他公の機関が所有する部分を除きます。
- 非木造住宅耐震化助成制度の対象住宅ではないこと

補助金額

耐震診断 以下のいずれかのうち低い金額

- 耐震診断費用の2/3以内 ● **150万円**
- 延べ面積による耐震診断費用の2/3以内
 - ・1,000㎡以内の部分:3,670円/㎡
 - ・1,000㎡超～2,000㎡以内の部分:1,570円/㎡
 - ・2,000㎡超の部分:1,050円/㎡

耐震改修設計 以下のいずれかのうち低い金額

- 耐震改修設計費用の2/3以内 ● **200万円**

耐震改修工事 以下のいずれかのうち低い金額

- 耐震改修工事費用の23%以内 ● **1200万円**
- 延べ面積×51,200円/㎡×23%以内(Is値0.3未満は56,300円/㎡)

耐震改修工事監理 以下のいずれかのうち低い金額

- 工事監理費用の2/3以内
- **200万円** — **耐震改修設計助成金額(差額)**

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ先・申請先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援課

TEL | 052-972-2773 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)

名古屋市 多数診断

検索



名古屋市 多数改修

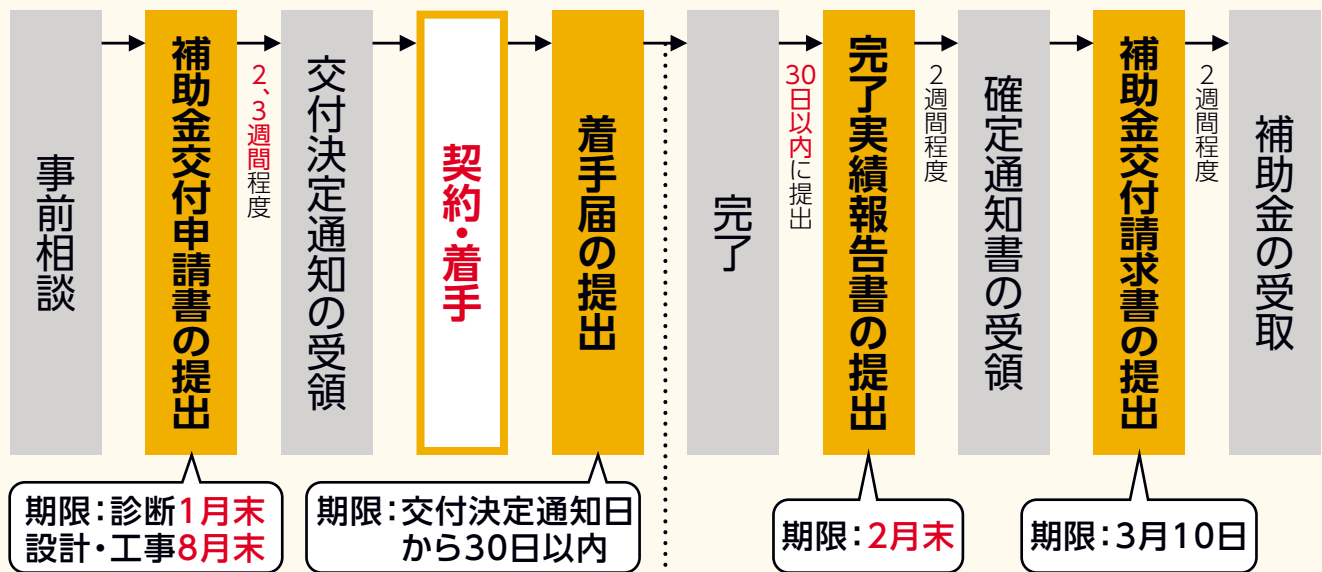
検索



◎申請様式は、ダウンロードできます

補助金交付の流れ

設計・工事は**複数年**にわたる業務が可能です。



設計の場合: 耐震改修計画の**認定等**※の取得が必要です。

工事の場合: 工事途中で中間検査に伺います。

※耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の**認定、評定**又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく**建築確認**

代理受領制度

工事費等と補助金の差額分のみご用意すればよく、**当初の費用負担が軽減できる**代理受領制度がご利用いただけます。詳しくは、耐震化支援課までお問い合わせください。

融資制度

お問い合わせ先: 住宅金融支援機構 東海支店 TEL:052-971-6900 (代表)

多数の者が利用する建築物

階数	対象床面積	用途等
3階以上	1,000㎡以上	● 学校 (小学校等以外) ● ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ● 病院、診療所 ● 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ● 集会場、公会堂 ● 展示場 ● 卸売市場 ● 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ● ホテル、旅館 ● 共同住宅 (賃貸に限る)、寄宿舎、下宿 ● 事務所 ● 博物館、美術館、図書館 ● 遊技場 ● 公衆浴場 ● 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ● 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ● 工場 ● 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ● 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ● 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
2階以上	1,000㎡以上	● 小学校等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校) ● 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの ● 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
	500㎡以上	● 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所
1階以上	1,000㎡以上	● 体育館 (一般公共の用に供されるもの)